

行動基準

第1章 総則

第2章 人権の尊重と健全な職場

第3章 社会との関係

第4章 お客さま・お取引先さま・競争会社等との関係

第5章 株主・投資家との関係

第6章 情報の管理

第7章 財産の管理

第8章 運用体制

附則



第1章 総則

1. この行動基準の趣旨

(1) この行動基準は、株式会社 JCU およびその子会社（以下「JCU グループ」という。）のあり方・存在意義を定めた企業理念のもとでの行動のあり方および行動・判断の基準を定めます。

(2) 私たち、JCU グループのすべての役員（これに準ずる者を含む。以下同じ。）および従業員（嘱託・パートタイマー・アルバイト・派遣社員などを含む。以下同じ。）は、社会の一員として、日常の業務遂行の中で常に企業の社会的責任を全うすることが、JCU グループのコンプライアンス意識および企業倫理向上につながるとの認識を共有し、この行動基準を誠実に遵守します。

2. 基本姿勢

(1) 私たちは、あらゆる企業活動の場面において、関係法令およびこの行動基準をはじめとする社内規程を常に遵守し、企業活動が正常な商慣習、社会倫理および国際ルールに適合したものとなるよう努めます。

(2) 私たちは、この行動基準に基づき、各地での良識ある市民として各地の文化伝統・社会通念を尊重します。

(3) 私たちは、JCU グループとステークホルダーとの間で公平・公正かつ透明な関係を維持し、公正な取引を行います。

(4) 私たちは、JCU グループの正当な利益に反して、自己および第三者の利益をはかるような行為はしません。

(5) 私たちは、JCU グループの信用および名誉を毀損するような行為は一切しません。

(6) 私たちは、常に社会人としての自覚を持ち、高い道徳観と倫理観に基づき社会的良識に従って行動します。

(7) 私たちは、個人で活動する場合でも、一人ひとりが JCU グループを代表していると認識し、行動します。

第2章 人権の尊重と健全な職場

1. 基本人権の尊重

あらゆる企業活動の場面において、すべての人の基本的人権を尊重し、人種、信条、思想、性別、性的指向、年齢、社会的身分、国籍、民族、宗教または障がいの有無等のいかなる理由による差別や個人の尊厳を傷つける行為はしません。

2. ハラスメントの排除

あらゆる企業活動の場面において、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、その他のハラスメントを排除します。

3. 児童労働・強制労働の排除

すべての労働は自主的なものとし、強制労働や児童労働を認めません。

4. 紛争鉱物の不調達

紛争地域で行われる非人道的な採掘、資金や利益の提供など、結果的に人権侵害につながるような、いわゆる紛争鉱物の調達をしないように努めます。

5. 労働安全衛生の確保

労働安全衛生の重要性を認識し、職場の安全の維持向上および健康の確保に努めます。

第3章 社会との関係

1. 環境保全

持続可能な社会づくりに貢献するため、資源の有効活用、化学物質の管理などに配慮し、製品に関わるすべてのプロセスにおいても、環境に対する影響の低減に努めます。

2. 寄付行為

寄付を実施するにあたっては、その必要性および妥当性を十分に考慮して行います。

3. 政治との関わり

政治活動に関わる場合は、健全かつ透明性のある関係を維持します。

4. 反社会的勢力の排除

反社会的勢力・団体に対しては毅然たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為はしません。

第4章 お客様・お取引先さま・競争会社等との関係

1. 製品・サービスの安全性・品質

常にお客さまの満足を心がけ、製品・サービスの安全性および品質に十分配慮します。

2. 自由な競争および公正な取引

- (1)自由な競争原理に基づいて、誠実な取引を励行します。
- (2)談合やカルテル行為等、公正かつ自由な競争を阻害する行為はしません。
- (3)自由な競争の制限につながる会合への参加や情報交換およびそのような行為に該当するとの疑義を招く行為はしません。
- (4)常に対等、公正な立場で接し、優越的地位を利用して不当な不利益を及ぼす取引は行いません。
- (5)排除行為、不当な差別的取扱い、事業活動の拘束等、不正・不当な行為はしません。

3. 接待・贈答等

- (1)接待・贈答品の授受に関しては、健全な商慣習や社会的常識に沿った行動をします。
- (2)公務員に対し、贈賄行為をしないことはもちろん、営業上の不正な利益を得るための利益供与または便宜供与とみられる接待・贈答品の提供、その他合理的根拠のない行為はしません。

4. 適正表示等

営業活動において、製品・サービスの品質、性能、仕様について事実に反する表示・表現または誤解を生じさせるおそれのある表示・表現は行いません。

第5章 株主・投資家との関係

1. 企業情報の開示および発信

企業情報の正確性を常に確保し、適時・適切な方法により開示および発信を行います。

2. インサイダー取引の禁止

- (1)取引の名義を問わず、職務や取引に関連して知り得たＪＣＵグループおよび他社の未公表の情報を利用した証券市場取引等は一切行いません。
- (2)前項目(1)の情報をを利用して第三者への利益提供または便宜供与は行いません。

3. 適正な会計

財務・会計関係をはじめとするすべての記録は、正確かつ公正に行います。

第6章 情報の管理

1. JCUグループ情報の取扱い

- (1) JCUグループの情報を厳重に管理し、社内規程等の手続によることなく開示しません。
- (2) JCUグループの情報を不正または不当に利用しません。

2. お客さま・お取引先さま等の情報の取扱い

- (1) 職務上知り得たお客さま・お取引先さま等の情報について、正当な目的以外に使用しないとともに、漏洩しないよう厳重に管理します。
- (2) 不正な方法によりお客さま・お取引先さま・競争会社等の情報にアクセスし、またはこれを入手しません。

3. 適用期間

この章の項目については、在職中のみならず退職後も遵守します。

第7章 財産の管理

1. JCUグループの財産の管理および適正使用

財産(有形・無形の資産)を適正に管理し、私的用途に流用する等、業務目的以外に使用しません。

2. JCUグループの知的財産権の保護と活用

- (1) 研究開発等の知的活動の成果を、知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等)によって保護、維持し、かつ積極的に活用するよう努めます。
- (2) 法的に保護された第三者の知的財産権を尊重し、故意の侵害または不正使用は行いません。

3. 適用期間

この章の項目については、在職中のみならず退職後も遵守します。

第8章 運用体制

1. 運用

- (1) 役員は、担当する部門のすべての従業員に対し、この行動基準に定める事項を遵守するよう指導・監督します。

- (2) 関係各部門は、この行動基準に従った企業行動の確実な実施を確保するため、社内規程・マニュアルの制定・具体的な遵守事項の周知徹底・助言・指導その他必要な活動を展開します。
- (3) 役員および従業員の責任として、この行動基準に違反する行為を発見した場合には、速やかに適切な窓口に連絡します。
- (4) この行動基準に違反した場合、関係法令、就業規則等の定めるところにより、処罰の対象となり得ます。

2. 体制

- (1) この行動基準の主管部門は、株式会社 J C U の法務・C S R 部とし、同部はこの行動基準に規定する事項の実施につき各部門と協働して推進します。
- (2) この行動基準の遵守状況については、株式会社 J C U の監査部門が監査を行います。

附則

1. この行動基準は、2018年12月21日に改定し、同日から施行します。
2. この行動基準の改廃は、法務・C S R 部長が起案し、取締役会の決議によります。ただし、改廃に際しては、労働者の過半数を代表する者の意見を聴くものとします。

以上